

市第 66 号議案 横浜市公会堂条例の一部改正

1 趣旨

横浜市開港記念会館について、令和 6 年 4 月から指定管理者による管理へ移行するとともに、利用料金制を導入するため、横浜市公会堂条例の一部を改正します。
なお、指定議案については、令和 5 年第 4 回市会定例会での提出を予定しています。

2 横浜市開港記念会館の概要

所在地	横浜市中区本町 1 - 6
構造・規模等	補強煉瓦組積造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 2 階、棟屋 5 階建て
延床面積	4,460.99 m ²
施設内容	講堂、会議室

3 条例改正の主な内容

- 別表第 3 の指定管理者選定委員会一覧に、横浜市開港記念会館指定管理者選定委員会に係る項目を追加します。
- 別表第 4 の中区が直接管理している公会堂の使用料を定める表を削除します。
- 別表第 5 の指定管理者制度を導入している公会堂の利用料金を定める表に、横浜市開港記念会館に係る項目を追加します。

4 条例改正後の利用料金（上限額）

		単位	利用料金	
			平日	日曜日、土曜日 及び休日
会 議 室	入場料等を徴収しない場合	1 日につき	9,500	11,400
	入場料等を徴収する場合	同	19,000	22,800
講 堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
	入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
附 属 設 備 (グランドピアノ・音響装置・映像装置等)		一式又は 1 台 、1 日につき	6,000	

5 施行期日

- 横浜市開港記念会館指定管理者選定委員会に係る項目を追加する改正公布の日から施行します。
- その他の改正規則で定める日から施行します。